

札幌市行政評価委員会 外部評価ヒアリング②

評価対象：施策「1-1-1 子育てと仕事などの両立支援」に
関連する17事業

「内部評価で指摘のあった事業」に関連する子育て
関連の3事業

会 議 録

日 時：平成27年7月31日（水）午前9時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階第1常任委員会会議室

1. 開 会

○吉見委員長 それでは、定刻より5分ほど早いかなと思いますが、おそろいでございますので、これより行政評価委員会のヒアリングを開始したいと思います。

本日は、子育てと仕事などの両立支援と、子育て関連の内部評価指摘事項に関連する事業のヒアリングでございまして、関係する事業所管部局の皆様においでいただいております。どうもありがとうございます。

私は、本委員会委員長の吉見でございます。

夏風邪を引いてしまいまして、余り声が出せないのです、お聞き苦しいかもしれません。恐縮ですが、よろしく願いいたします。

本日、委員に欠席者はございません。全員出席しております。

最初に、本日の配付資料につきまして、事務局から説明いただけますでしょうか。

○推進担当係長 では、資料につきまして簡単にご説明いたします。

お手元の資料1といたしまして、事前の質問に対する回答一覧となっております。別紙といたしまして、資料1の質問項目ナンバー2に関して別紙1、ナンバー5に関して別紙2、おめくりいただきまして6ページ目のナンバー34、37に関して別紙3、ナンバー40に関して別紙4、ナンバー44に関して別紙5、最後に10ページ目のナンバー67の質問に関して別紙6の資料が添付されてございます。

そのほかは、お手元に置かせていただきました資料ですが、さっぽろ子育てガイド2015と言いまして、札幌市の子育てに関する施策が一覧にまとめたものと、札幌市ファミリー・サポート・センター事業のパンフレットがございまして、こちらは事前回答に出てくる資料となっておりますので、あわせて置かせていただいております。

私からは以上でございます。

○吉見委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、本日の進行方法について簡単にご説明いたしたいと思います。

本日のテーマにつきましては、事業所管局の皆様から既に資料をいただいております、私どもからは事前に質問を出しております。この質問に対していただきました回答が資料1の事前質問事項一覧という表にまとめられております。

これをごらんいただきますと、全体で68項目ございまして大変たくさん出ておりますので、今回、これにつきまして改めてご説明いただく時間はとれません。この後、すぐに我々からの質問に移りますが、一つずつはやりません。委員も回答には目を通していますから、さらに追加的に質問したい、あるいは、本来、質問の趣旨はこういうことではなかったということがありましたら、この後、適宜、委員から再質問、追加質問をしたいと考えておりますので、そのときにお答えいただければと思います。

なお、六十数問ありますので、3分の1ずつに区切ってまとめてやっていこうと思っております。その際、委員の皆様には、どの番号について追加質問するのかを言ってからご質問し

ていただければと思います。複数にかかわるものはそう言っていただいて構いませんし、直接的にどこかの番号にかかわらない場合には、新しい質問になると思いますので、その番号にはないと言ってご質問いただければと思っております。よろしく願いいたします。

また、所管局の皆様からご回答いただく場合に、その番号に対するお答えということになるのかなと思っておりますが、例えば、今の話についてはほかのところに関連があるとか、3分の1に区切ってと言いましたけれども、もっと後ろで答えているものもあるかもしれません。そういうことがあれば、それについては何番のところか答えていますと回答をいただければわかりやすいと考えています。

2. ヒアリング（質疑応答）

○吉見委員長 それでは、早速ですが、委員の皆様から質問をいただこうと思います。

まず、ナンバー1から22まで、対象部局としては子ども育成部になります。追加質問がございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○上岡委員 本日は、よろしく願いいたします。

複数の質問事項にかかわりますが、具体的にはナンバー1、10、11、12あたりとかかわって、新型児童会館を今後整備する予定だというご回答をいただいておりますけれども、小学校と複合化した新型児童会館がどのような会館なのか、もう少し詳しくご教示いただきたいと思っております。

○子ども未来局 新型児童会館についてですが、札幌市の児童会館は、従前から、単独で建っている、もしくは、学校で余裕のある教室をお借りしてミニ児童会館という形で整備しております。今後、単独で児童会館を建てかえていくのは、財政が厳しいのでなかなか難しいこともございまして、基本的に、学校が改築をしていく際に、あわせて児童会館を整備させていただきたいということで、学校にくっついて整備していくという考え方です。

今、実際に二つほど動いております。篠路小学校と二条小学校が改築期に入っております。篠路については、これまで学校の外に単独の児童会館がありましたが、今回の篠路小学校の改築に合わせて学校の中に新たに児童会館という形で整備させていただき、それを新型という言い方をしております。また、二条小学校につきましては、従前は学校の中にミニ児童会館という形で整備していたところですが、このたびの学校の改築で、面積が少し大きくなるので、私どもはそれもあわせて新型と呼んでいるところでございます。

○上岡委員 そうすると、小学校の校庭内に建てることに主眼があって、今まで児童会館としてやっていた機能はそのままそこに移す予定ですか。

○子ども未来局 言葉が足りなかったのですが、基本的には学校と合築という形になりますので、敷地の中にぽつんと建つ形ではないと想定しております。

今、委員がおっしゃられたように、従前からの児童会館の機能は、当然、生きることになりますけれども、あわせて学校の諸室を活用させていただくこともありますし、それから、学校の合築に当たってはまちづくりセンターが入る場合もありますので、今まで以上

に地域の方との多世代交流も期待されているところでございます。

○吉見委員長 ほかにいかがでしょうか。

○石井副委員長 ナンバー5の回答についてです。

別紙2のと通りの利用者数ということでいただいておりますが、この表は、時間内利用者は再掲区分で利用されている数字でいいのですね。

○子ども未来局 そうです。

○石井副委員長 それから、夜間利用者が別にあって、総利用者があるということですか。

○子ども未来局 時間内というのは19時まで使っている区分になっておりまして、夜間というのは、それ以降、21時までの利用という形で区分しております。

○石井副委員長 さらに19時から21時の夜間占用利用者があって、トータルの利用者としてあるということですね。

ここに書いていただいた児童クラブ以外の一般利用について把握していないというのはどういう意味ですか。

○子ども未来局 ここで言う時間内の利用者というのは、児童クラブという親御さんがお仕事をされて、いわゆる留守家庭でございます。

○石井副委員長 登録して利用している者で、勝手に来ている人が何人いるかは知らないという意味ですか。

○子ども未来局 そうですね。来るときに名簿に記載していただきますが、具体的にとなるとトータルではわかりません。

○石井副委員長 それでは、参加率をどういうふうに出すのか、すごく難しいのですけれども、別紙2で見ると、児童クラブの在籍数と出席数で、登録している人がどのくらい使っているかという状況は出せると考えていいのでしょうか。

○子ども未来局 この児童クラブ員というのは、毎月、登録している児童数に開館日数を掛けた数字です。

○石井副委員長 登録している人が毎日使ったとしたら何人になるかという話ですね。それに対して出席数というのは、実際に使った回数を積み上げたという理解でいいのですね。だから、これを割れば、登録している人が何割くらい利用されているかという数字は出ているということでもいいですね。

○子ども未来局 そうです。

○石井副委員長 参加率というのは、むしろそういう類いの数字を知りたかったので、そういう意味ではここにあるかなと思います。

では、利用登録していない方の人数はおおよそどのくらいいるか、承知されているのですか。

○子ども未来局 一般来館とクラブ員の比率ですが、児童クラブに登録しているのは大体8割ぐらいと聞いています。

○石井副委員長 では、概数で2割くらいは一般利用で使っている方がいると。

○子ども未来局 ただ、それも地域差とか学校によって違いがありますが、おおむねそれぐらいと聞いております。

○石井副委員長 わかりました。

それから、全般的に、処遇の話は、特に子育て分野に関しては以前から気になっていて、それなりにお聞きしておりますが、ナンバー5では、常勤職員は年収で、非常勤職員は時給を書きいただいているので、比較できないのです。要するに、実態的に非常勤職員の月収なり年収がどのぐらいか、把握はできていないということですか。

○子ども未来局 はい。

○石井副委員長 それは、把握する必要がないという考え方ですか。

○子ども未来局 そういうことではないですが、基本的に指定管理費用の中でやっています。

○石井副委員長 でも、指定管理費用を積み上げて、コストとして幾ら負担する必要があるかというときには、当然、人件費がどの程度必要かということ算定して出されるのが普通の考え方になります。その意味では、非常勤職員が時給で何時間必要だという算定をされたのだったらそういう数字を教えてほしいし、そうでないならどういう見方をされているのか、教えていただきたいと思ったのです。

○子ども未来局 先ほど申したように、把握はしておりません。

○石井副委員長 わかりました。

○吉見委員長 ほかにいかがでしょうか。

○吉田委員 ナンバー16についてです。

ミニ児童会館についての総合満足度が89.5%でした。追加の質問になるかもしれませんが、これは、ミニではないほうの児童会館の満足度と比べていかがでしょうか。

それから、総合満足度ということですが、これは、誰に対してですか。保護者に対してとっているアンケートでしょうか。

また、89.5%は高い満足度かなと思いますが、こうした結果に対して何か改善点など見えているところがありましたら追加で教えていただければと思います。

○子ども未来局 アンケートですけれども、これは、児童会館とミニ児童会館の利用者4,700名程度に対する利用者アンケートということで、その年代も小学校低学年から大人まで階層別にとりました。

○吉田委員 ミニ児童会館についてという質問だったのですが、このアンケート結果は、ミニ児童会館も児童会館も総合的に含めたアンケートということでしょうか。

○子ども育成部 合わせてということでございます。

○吉田委員 ミニ児童会館というのは小学校の中に簡易的につくられていて、私の娘もずっとお世話になってありがたく思っていました。

ただ、この質問は、私が出したものではありませんが、独立した児童会館ではなく、小学校の中の教室を利用されていますから、質問の意図としては、ミニ児童会館の満足度がど

うだったのかということだと思います。きちんと整備された児童会館とは満足度が違うのかどうかというのは、ミニ児童会館を整備する上に大変参考になる重要な指標かなと思ったのですが、ここは別々のアンケートをとられていないのでしょうか。

○子ども未来局 すみません、私の手元にはありません。

○吉田委員 例えば、うちの社員もミニ児童会館に通わせていますが、もしかすると、環境や満足度という面では少し差が出てくるのかなと予想されるので、そこは評価を分けてとってみて、環境はどうしようもないかもしれませんけれども、もし差異があるならばそこは改善の余地があるかもしれません。

また、追加の質問ですが、満足していない人の分析や改善は何か行っているのでしょうか。

○子ども未来局 特に満足度を上げるという中では、日々の接遇などはより満足度を高めていく必要があるということで、研修などを重点化していくなど、内部的にはそうした分析を行っております。

○吉見委員長 ほかにいかがですか。

○石井副委員長 ナンバー14、17で職員の処遇なり雇用条件を伺って、雇用状況、給与水準を把握されていないということですが、これは把握する必要がなかったからしていないということでしょうか。

また、ナンバー17は、指定管理業務でないために把握していないということですが、どういう業務になっているのかということと、把握する必要がない理由をどう考えているか、教えてください。

○子ども未来局 ミニ児童会館の業務については委託でございますので、こちらとしては必要な人工や光熱費を積み上げて積算していることもあって、個々の処遇の実態はこれまでも把握していなかったということです。

○石井副委員長 でも、継続的な委託業務であれば、当然、どのようなコスト実態にあるか把握しなければ、その妥当性を何も把握していないことになると思うのですが、それは全く把握しなくても何ら問題がなかったのでしょうか。

○子ども未来局 何の問題もないということではないと思いますが、今までもそういうことで材料が全くないのです。

○石井副委員長 材料がないというのは、やらなかった理由が本当はあるのですか。

○子ども未来局 実は、指定管理業務は青少年女性活動協会に委託して行っていて、当然、財団全体の給与は把握しているので、差し引きすれば把握できるかと思えます。

○石井副委員長 それは、意識もしていないし、計算されていないから出てこないわけですよ。今の言い方は少し違うと思うのですが、わかりました。

それから、児童会館、ミニ児童会館ですが、ミニ児童会館が一般的に過密化しているというお話があって、個別的な差異としてかなり窮屈なところとそうでもないところがある

と聞いておりますけれども、そこら辺の実態は押さえられておりますか。

○子ども未来局 おっしゃるとおり、確かにミニ児童会館は学校の余裕教室という形になるので、その学校の状況によって1教室お借りできるのか、2教室お借りできるのかで当然違ってきます。おっしゃるように、ミニ児童会館のほうが過密化をしているのは事実ですし、詳細についても我々は把握しております。ただ、このままでいいというわけではないので、できるだけ過密化の解消を図るべく学校にお願いしたり、こちらとしても取り組みを進めていきます。

○石井副委員長 わかりました。

○上岡委員 関連して、ナンバー3のところですか。

民間児童育成会と児童会館の関係性をご回答いただいておりますが、児童クラブについては、過密化が課題になっている校区もあるので、その解消策として民間児童育成会の設置基準の見直しを検討中ということです。個人的には見直しをすべきではないかという気持ちはある上でこの質問をさせていただいたのですが、これは、見直しの方向なのか、それとも様子見の方向なのか、検討中というところをもう少し踏み込んで教えていただきたいと思えます。

それから、そもそも、なぜ児童会館やミニ児童会館があるところに民間児童育成会は設置できないという基準になっているのか、その基準の目的を教えてください。

○子ども未来局 まず、一つ目の検討中というところですが、書きぶりとしてはかなり前向きでして、事実上は過密化を解消するためにこれから民間児童育成会の新規参入を認めていくという方向です。

なぜ、今までこういうルールだったかということですが、そもそも公的な施設がある中で民間児童育成会に助成してきたかということになります。それはここにも書かせていただいたとおり、もともと札幌市の施策として、まずは児童会館を1中学校区に一つ整備という形で進めてきました。その中で、今度は1小学校区に目を移したときに、当然のことながら小学校は中学校の2倍ありますので、児童会館を補完するものとしてミニ児童会館の整備を平成9年から進めてきました。そういうことで、行政がどんどんその業態に入っていく中で、既に民間児童育成会がありましたので、既得権ということではありませんが、先にやっていただいたことを考慮して補助を続けさせていただいております。ですから、同じ地区に公的な施設と民間児童育成会の二つがあるところも幾つかありまして、それを是認してきたわけです。

そういうふうにして小学校区というところに目を移す中で、札幌市は、どちらかというと、これまで面的な整備に主眼を置いて進めてきました。やっと面的な整備がほぼ終わり、次に、過密している、大規模化しているという質的な部分に対して、行政だけでは賄えないので、今までのルールを変える形で、今いる放課後のお子さん方の環境を改善していきたいということでこういう取り組みをしつつあります。

○上岡委員 わかりました。

○吉見委員長 今までの話に関連しますが、ナンバー16や17についてです。

利用者アンケートで満足度が高いとありますが、どういう内容で行われたのかということとは関心のあるところです。すなわち、ミニ児童会館と言ったときに、確かに児童会館と比べれば設備的に弱いところもあるかもしれませんが、狭い、過密だということもあるかもしれません。一方で、同じ学校の中にあることは、その学校に通う児童にとっては大変プラスで、いわば学校現場と放課後の居場所が一緒にあるのは極めて重要なことではないかと思います。例えば、職場に保育所を設けますと、そこで働いていらっしゃる方々には大変便利です。児童会館の場合も、通っている小学校にそういう施設があれば、児童にとっても、保護者にとっても大変有益で、別のところに児童会館があつて、放課後はそこに行きなさいというのは不便でして、その点を勘案すれば、児童会館よりミニ児童会館のほうがいいではないかと思います。児童会館のほうがちゃんとした設備だからいいでしょうというのは行政の論理であつて、使う側からすれば、多少狭かろうが、施設がなかろうが、ミニ児童会館のほうがずっといいという意見もあるかもしれません。そういう点でプラス・マイナスとしてどういう意見があるのか、きちんと拾えているのかということがこの点が気になったところです。

例えば、ナンバー17の最後のところに、時間の延長は予定していないとありますが、時間についてどのような希望があるのか、これも、多分、地域によって相当の差が出てくると思っています。比較的、職住が接近していると想定される札幌市の中心部地域の人たちと、子どもが通う学校と親の職場が非常に遠い周縁部の区の人たちでは、同じ時間に会社を出ても、19時に間に合う人と、20時になってしまう人がいますから、地域別でも希望が違ふことが想定されます。それを受け入れるかどうかは別としまして、細やかな希望がとれるようなアンケートになっているのかということですね。これは、内容に関連しますので、今すぐお答えになるのは難しいかもしれませんが、よろしければこういうアンケートのフォーマットを追加でいただければと思いますので、お願いしておきます。

それから、今後の方針としては、拡大型ミニ児というのか、ミニ児型児童会館というのか、要するに学校併設型で考えて整備していくという意味では、多分、利用者の希望にかかった方向性なのかなとは思いますが、ただ、学校は担当部署が違ふと思いますが、そこでもっていろいろなことを分けずに、境目がないように利用できる工夫をぜひしておく必要があるかなと思います。学校の中に線引きがあつて、ここからここは担当が違ふということですと動きがとりにくいというのは、使う側も一番やりにくい点なので、少なくとも使う側が一つの形で動けるように工夫してほしいと思います。これは希望ですが、整備に関しては今後の方向性がありますので、現在使われている方々の細やかな希望をある程度把握した上で今後の整備に生かしていただければなと思います。

今お願いした点は、この後で結構ですが、もし今お答えがあればいただきます。

○子ども未来局 今、委員長が言われたように、ミニ児童会館については両方です。児童会館のように、一度外に出ることなく、学校の授業が終わったらすぐに、また、学校によ

っては担任がミニ児童会館の教室まで連れてきてそのままバトンタッチするというので、特に安全面では非常に高い評価を得ております。一方で、前段にご指摘があったように、場所によっては1教室しかないということで、割とぎゅうぎゅうな形で預からざるを得ないところもあって、そういう両方の声があることも事実です。ですから、最初に申しましたとおり、私どもとしても、今、面的な整備が終わった中で、これからは質の向上ということで、お子様方の占有面積もできるだけ安全に拡大できるような形で整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、アンケートについては、後ほどお配りさせていただきたいと思っております。

○上岡委員 ナンバー14、15に関連するところです。

「放課後子ども教室推進モデル事業」というもので、子ども館と子ども教室がありますというご回答をいただいております。これらについては、児童クラブでは実施していないということですが、実施に当たっての課題は何かというご質問に対して、「代替施設とはなっていない」というところでご回答が終わっています。代替施設になっていないとなると、要は共働きの家庭のお子さんたちが放課後にいることができるという意味での居場所が確保されているとしても、児童クラブがないとなると、ほかの地域と比べてかなりいろいろな不都合もあると思っております。それが実施できていないという状況を踏まえて、実施に当たっての課題についてどのようにお考えなのか、教えていただきたいと思います。

○子ども未来局 確かに質問の答えになっていないのですが、実はナンバー21でも同様のことを述べさせていただいております。やはり、子ども館というものはあくまでも暫定的な整備です。ミニ児童会館も児童会館を補完するものというお話でしたが、どちらかという、特定の場所を借りる中でいろいろな設備を整備させていただきます。ただ、子ども館の場合、部屋がかわるなどいろいろありますし、その中でも一番の制約は時間です。あくまでも暫定的でございますから、学校の管理の中で、時間が来たら帰りなさいということになりまして、児童クラブというような形で18時、19時までの預かりができません。

ただ、特に今回は補正予算の中でも、子ども館5校のうち3校で学校側のご協力が得られてミニ児童会館に転換していくことになっておりまして、少しずつ解消に向かっております。残りの2校についても、学校側と引き続き協議を進めておりまして、できるだけ早くゼロにしたいと考えております。

○上岡委員 学校の管理下という意味では、ミニ児童会館であっても同じだと思うのですが、それでも、子ども教室などにおいて時間を延長して利用することができないというのは、職員がいたとしても学校側として許可できないのが理由になるのですか。

○子ども未来局 先ほど申しましたように、特定の教室という形でお借りすることが難しいので、あくまでも子ども館という運用をせざるを得ないところです。

○上岡委員 きょうはこの部屋で少し長目に子ども教室としてやりましょう、ですから、ここは19時まで使わせていただきますということも難しいのですか。

○子ども未来局 運用としてはできるのかもしれませんが、当然、預ける親御さんのスケジュールや学校側のスケジュールがある中で、やはり、決められた時間で何時までと事前にきちんと保護者にお知らせしないと難しいと思います。子ども館の場合は、その日は借りられても、日々で変わることがあり得ますが、ミニ児童会館は、そういうことがなくて、学校側のイベントや行事にかかわらず一定の教室を一定の時間お借りできるところにメリットがございますので、学校側の協力を得てできるだけ固定的な形に持っていきたいということがございます。

○上岡委員 わかりました。

○吉見委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉見委員長 それでは、次のパートに移りたいと思います。

ナンバー23から、8ページのナンバー54までです。こちらは、子育て支援部の所管ですが、後段は保育事業が一部でございます。

これらにつきまして、委員から質問はございませんでしょうか。

○吉田委員 ナンバー27と30で、事業は別ですけれども、提供会員確保のために工夫している点は何かということに対して、パンフレットをつくって配付しています、今後チラシをつくって配付しますというお答えですが、若干受動的というか、もう少し積極的に募ってもいいかなと思います。これ以外に、例えば、離職している保育士への働きかけなど、何か具体的に持っていないのか、お聞きしたかったのです。

○子ども未来局 子育て支援課長の竹内と申します。

委員からご質問があった件は、指摘のとおり、いろいろな努力や工夫をしていかなければ提供会員がなかなかふえていかないという認識は、当然、私どもも持っております。ただ、現段階における拡大の方向としては、残念ながら、例えばパンフレットを置くとかチラシを配付するという最も単純な方法で、置く場所や配付する対象者をふやすことを検討しているところでとどまっております。委員がおっしゃっているように、もう少し踏み込んだ違う方法は、正直なところ、今後の課題だろうと思っております。

○吉田委員 民間の関連する施設とか札幌市のネットワークの中で、連携してこういうことを掘り起こそうというようなことは難しいのでしょうか。それこそ、OB人材から情報をもったり、あるいは、そこにパンフレットを持って行って紹介していただきをお願いすることは今までやっていないのでしょうか。

○子ども未来局 今のところは、施設に置いたり、もしくは、「札幌市ファミリー・サポート・センター事業」と「緊急サポートネットワーク事業」の二つの事業フレームがありますが、現在それぞれの事業は違う団体が受け持っております、それぞれの団体はこの仕事以外の仕事もしていますので、それぞれの団体が持っているネットワークの関係性の中で提供会員を広げながらここまで積み上げてきています。要は、自分の事業だけではなくてパンフレットを一体化してそれぞれPRしてくれば、少なくともPR先が2倍にな

るだろうというようなことでやってきていますけれども、委員がご指摘のように、例えば私どもの保育士のOBを使うところまで踏み込んでいない状況です。

○吉田委員 その結果として、十分な応募があるものですか。

○子ども未来局 現在のところ、爆発的に提供会員がふえたという状況ではありませんが、毎年度、地道に提供会員がふえていっている状況であります。何よりも、依頼会員が利用したいと申し出をしたときに、提供会員が不足してお断りするような事態は起きていません。

○吉田委員 今のところは、大丈夫ですね。

○子育て支援部 今のところは、バランスを保っていると認識しております。ただ、ご承知のとおり、子ども・子育て支援新制度がこの4月から始まって、保育所に預けられるお子さんの条件も若干緩和されている状況にあります。ですから、保育園にお子さんを預ける数がふえれば、例えば病気になって保育園に預けられないときに緊急サポートを使いたいというように流れてくることは当然予想されますから、今後においては依頼数がふえるのだらうと思います。今、不足をしているという認識ではありませんが、将来的に不足してくるだろうということで、委員がおっしゃっているように提供会員をどうふやすかという検討は我々もしていますし、それぞれの団体も工夫、検討している状況でございます。

○吉田委員 わかりました。

○吉見委員長 ほかにいかがでしょうか。

○石井副委員長 ナンバー40で、私立保育園の職員の雇用状況と給与状況を別紙4でお出しいただきましたが、後で構わないので、公立保育所の同じような調査結果があったら資料として見せていただきたいと思います。

それから、現段階で、公立・私立の給与の実態の差異について把握されている部分があったら、どういう差異があるのか、コメントをいただければと思います。

○子ども未来局 公立と私立の給与水準の差異でしょうか。

○石井副委員長 そうです。

○子ども未来局 基本的に、双方で働いている保育士の年齢自体に相当な開きがあるものですから、支払い額がどう違うかという単純な比較はなかなか難しいかと思います。ただ、一般的な保育士の平均的な年収ベースで考えると、恐らく公立のほうが年間五、六十万円、六、七十万円ぐらいは高い水準になっているのではないかと思います。

○石井副委員長 公立のほうの非正規の雇用の比率はどれぐらいですか。

○子ども未来局 全体の3割くらいになると思います。非正規と言ってもいろいろな形態がありまして、例えば、産休、育休の関係で代替で入れる場合、もしくは、病気で長期休暇の代替で入れる場合があります。そういったものは、札幌市全体の臨時職員で休暇をとっている期間を手当てするのが現状の取り扱いになっていますので、そういうものについては職員の代替として臨時職員を充てていますから相当の数があると思います。そのほかに、保育園自体の基本的な開所時間はトータルで11時間になりますが、職員の勤務時間

は7時間45分ですから、そのギャップを埋めるため、いわゆる短時間のパートのような形で組み合わせて11時間の開所を賄っておりますので、そういったもろもろを含めると全体の3割ぐらいかと思えます。

○石井副委員長 それから、ナンバー51の巡回指導について、余りイメージが湧かなかったので、実態としてどんな問題把握をされているのかということをお聞きしたかったのです。「指摘事項を文書で通知し、改善を求める」という話ですけれども、どういう指摘事項があったのかということをお聞きしたいので、後日でも結構ですから内容について教えていただければと思います。

○子ども未来局 今わかりますので、お答えいたします。指導担当課長の美田でございます。

指摘で多いものは、職員、児童の健康診断をすることです。ここ5年ぐらい、児童の健康診断がされていなかったり、職員の健康診断がされていないところがトップにあります。それから、時間帯によっては保育に従事する者が複数配置されていないことがありますので、そういったところの指導をしています。主なものはその辺でございます。

○吉見委員長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、私から伺います。

ナンバー23に関係するかと思いますが、「さっぽろ子育てサポートセンター事業」の周知の方法をお尋ねしたものであります。これに限らないと思いますが、周知に当たって、ホームページ等への情報提供がどうなっているかということについてお尋ねしたいと思います。ここではパンフレットが回答の中心になっておりますが、今の子育て世代は情報をとるときにパンフレットをもらいには行かないと思います。まずはネットで検索して、その上で詳しいパンフレットはどこどこに置いてあるとあればとりに行くという行動をすると思います。そこで、ホームページ上で、ゼロということはないと思いますが、どの程度の情報が提供されているのか、ネット等を通じた広報はどういう状況になっているのでしょうか。

○子ども未来局 例えば、何時から何時まで使えるか、料金はどうなっているかなどといった利用の際に必要な基本的な情報については市役所のホームページ上に記載されています。ただ、残念ながら、市役所のホームページは余り評判がよくない上に、随分深い階層に入っていくとそこまでたどり着きません。情報提供の仕方が下手だというアンケート結果がありますので、我々としては、委員長がおっしゃっているように、すぐ調べられるようなものを工夫していかなければいけないという自覚も持っていますし、ぜひそうしたいと思っています。しかし、この「札幌市ファミリー・サポート・センター事業」、「緊急サポートネットワーク事業」だけでそういうふうにするわけにもいかず、ホームページ上となりますと土台も必要ですから、今後の大きな課題だろうと強く認識しています。現状では、市役所のホームページの中で記載されております。

○吉見委員長 別に子ども未来局だけでなく市役所全体に言えることだと思えますが、基

礎自治体ですから、都道府県などに比べて、直接、住民が関連するサービスを受ける機会が大きいので、そういう情報が得られるようにしないといけないと思います。おっしゃるように全体の問題なので、ここだけで解決できるものではないにしても、各部局から要望を上げていただかないといけないと思います。

私は、ホームページがきれいにできているかどうかだけで片づかなくて、これはまさに設計や工夫の問題だと思いますから、例えば、「子育て」「札幌」というキーワードを入ただけで当該ページが1ページ目にどんと出てくるようにしておかないといけないと思います。どうやったら検索エンジンの上位に来るかということは普通の民間企業ではやっていますので、こういうケースではかなり工夫をしなければならないと思います。きれいに見えるかどうかではなくて、ページそのものの整理ですね。検索したときにトップにひっかかってくれる仕掛けが必要だと思います。そこから入ってくる時代だと思いますので、そういう広報に関しては機関を挙げて主張していただければと思います。

○子ども未来局 私どもは、毎年、子育て世帯がどういうことを希望するのかとか、いろいろな場面でアンケート調査をやるのですが、かつて子育て世帯が一番希望していたものは近くに相談する場所が欲しいということでした。しかし、ここ数年来、随分、様相が変わってきて、委員長がおっしゃっているように、情報を手軽にたくさん見られるように出してほしいというのが、相談窓口を整備すべきだという希望を追い抜いて上位に来ています。

現状のホームページの整備は市役所の組織の中での整備なので、どちらかという、機構的に何々局何々部というような階層構造で追いかけていくものですから、まずは、子ども未来局に入って、それから子育て支援部に入るというような階層整備をしてホームページを組み立てていますので、それだと何度も追っていかないとそこに行き着きません。一方で、委員長がおっしゃるように、例えば検索エンジンでそこだけストレートに上位に来るようなエントリーをしておくというのは、仕組み的にはそうですが、実際にそこに真っすぐ飛び込んでも表紙がありません。普通は、子育ての関係で表紙があって、その全体のメニューの中から自分の希望がどれに近いのか選んで見ていくのだろうと思います。しかし、今は、飛び込んだらいきなり答えが書いてあるようなページに行ってしまうようなことになるものですから、そこは、単純に、今持っている資産を整理して検索エンジンから飛び込めるようにすればいいということではないだろうと私たちは思っております。

○吉田委員 委員長がおっしゃったことはまさにそうで、多分、札幌市が全部の情報を網羅することはきっと難しいと思うのです。ところが、子育てというキーワードでは、ネット上では、今、口コミサイトや民間がやっている札幌の子育てに関する情報は割と集まってきたのです。一方、考え方を変えて、札幌市がこれから子育てドットコムみたいなすごいサイトを立ち上げられるのかという、ちょっと時間がかかりそうな気がするのです。そこで、札幌市が提供しているさまざまないいサービスを民間に対して発信し、どんどん載せてくれという働きかけをして、それをまとめたようなポータルの1枚をつくって

において、そっちに行ってくださいというやり方は一つあると思います。

現実的に、今、うちの元社員が子育て中ですが、生まれてしまうと忙しくて情報集めに走れないので、彼女たちがいつ集めているかという妊娠中なのです。そういうときに、生まれた後の札幌市のさまざまなことを学べるような、得られるようなことを一生懸命検索していますから、彼女たちの行動を分析すると、最も費用をかけないでやれる広報というのは必ずあると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

○子ども未来局 現状においては、委員長がおっしゃっていたように、全国的に見ても子育て専用の入り口を持っている自治体は相当数あります。私どもは役所の組織ですから、子育て関係の情報は、私たち子ども未来局だけではなく、例えば保健所などにもありますし、また、民間からも吸収していろいろなものを集約して一つの入り口を持ちたいと非常に強く思って随分議論してきたところです。

しかし、委員がおっしゃるような発想は、我々は今まで思いついていなかったもので、ぜひ、今後の検討の参考にさせていただきたいと思います。

○吉田委員 それができればベストだと思いますが、今までどうしてそれができなかったのでしょうか。

○子ども未来局 役所全体の体質が新しくないものですから、いわゆるIT系の整備を進めるための予算要求をして組み立てていっても、なかなか通りづらい状況にあるというのが本音です。

○上岡委員 ナンバー29の質問のあたりですが、母子手帳と一緒に配付できないのかと申し上げましたが、私も、今、子どもがいて、先ほど吉田委員がおっしゃったように、まさに産休中の時間があるときに今後どうしていくかを調べる時間があったものですから、そういった情報をもらえたらなと思ったのです。そのときに、ポータルサイトの入り口などを立ち上げることはもちろんだと思いますが、今ある事業の一覧が書いてある紙だけでもいいと思います。そのキーワードさえわかれば検索する手段を持っている人もたくさんいますので、何か取っかかりになるような簡単な紙だけでもご興味のある方に母子手帳と一緒に渡すこともご検討いただけたらいいのかなと思います。

○子ども未来局 お手元に子育てガイドを配付させていただいておりますが、現状では、お子さんが生まれれば保健師がご自宅に訪問する機会がありますので、その際にそれをお持ちして、こういったようなことを参考にしてほしいということはずっとやっております。ただ、母子手帳をもらいに来た方全てとなってくると、残念ながら赤ちゃんが生まれずに終わることも中にはあってデリケートな部分があるものですから、その際に提供する情報は役所であるがゆえに神経を使わなければならないところもあります。そこは工夫が必要だと思っておりますが、母子手帳を配付する機会を捉えて可能な限り情報提供ということは、我々としても今後も検討を続けて取り組みたいと思っております。

○吉見委員長 ポータルサイトを含めてホームページ等を整備したいというお気持ちは非常によくわかりましたので、我々としてもそれを何とかサポートできればいいなと思いま

すし、そういうことがあればうまく使っていただくのが一番いいと思います。

実際問題としては、予算要求するときに、そういうことよりもパンフレットをつくりま
すほうが通りやすい現状があるのですね。本来は、紙のパンフレットの予算をこちに回
して、これをつくらせてくださいと言うほうがいいのかもかもしれませんが、それは、この
責任ではなくて、全庁的にそういうパターンがあるので、そこを少し変えていかないと本
当のニーズとのマッチングを果たすことはできないのかなという気がします。

ほかにいかがでしょうか。

○石川委員 ナンバー51、52です。

基本的なことで、ここで聞くような質問ではないかもしれませんが、保育所とは何です
かということです。認可と認可外保育所はイメージがつくのですけれども、保育所とい
う一定の定義がある中で運営されていると思います。届け出対象施設が95で、届け出対象
外施設もあるということなので、この辺の概念を整理したいと思います。保育所にはどう
いう階層があるのか、教えていただければと思います。

○子ども未来局 認可外保育施設というのは、児童福祉法の第35条第3項の届け出をし
ていない施設で、認可されていない保育所の総称です。その届け出をしなければいけない
施設というのは、乳幼児を6名以上預かっている場合という決まりになっています。

○石川委員 乳幼児まで入って6名ですね。

○子ども未来局 そうです。対象施設というのは、届け出をしなければならない施設を指
しています。対象外というのは、6名未満で、本当は届け出をなさと言われておりませ
んが、任意で届け出しますというものは受け付けておりまして、その数が63施設とな
っております。

○石川委員 予算計上されているのは関係事務費ということだから、認可外であれば特に
補助はしていないという理解でよろしいでしょうか。

○子ども未来局 はい。

○石川委員 あくまでも、巡回に係る経費がかかっているという意味ですね。

○子ども未来局 非常勤職員である巡回指導員の報酬と、研修を行っておりますので、講
師の謝礼金ということで事業費を見ております。

○石川委員 わかりました。

○吉見委員長 ほかにいかがでしょうか。

保育所に関して、何番ということではなく、全体にかかわることです。

先ほどの児童会館のところで、面的な整備から質的整備に移行する段階になっていると
いうお話がありました。我々が一般的に見ていると、お言葉をかりれば、保育所は面的、
量的な整備に追われていて、質的な整備、裏を返せば、利用者からすると複数の選択肢が
あってどこの保育所にしようとする状況になかなか至っていないと言えます。

これは、札幌市に限らず、待機児童を含めて、多くの都市が抱えている非常に大きな問
題になっているかと思います。札幌市として俯瞰して考えたときに、保育所の整備、認可

外保育施設、さらには幼稚園における保育的な要素の導入等々、今はいろいろな手段を講じてやっている中で、10年、20年ということではなく、五、六年のスパンにおいて、何とか待機児童をなくそうというところによりやく手が届きそうな段階に来ています。そこで、今度は、保育施設についてどういう形で整備していこうとお考えか、こうしたいなとか、こうすべきだということを含めて、そういうことがあればお聞かせいただきたいと思います。

○子ども未来局 保育推進担当課長の渡邊でございます。

札幌市ばかりでなく、この春から子ども・子育て支援新制度が開始されました。その中で、市町村におきましては子ども・子育て支援事業計画を策定しなければいけないことになっておりまして、実はこの4月からその計画がスタートしています。スパンとしては5年間、平成31年までの計画をつくり、まさしく子ども未来プランというものの中に盛り込んでおります。

この計画の趣旨としては、ご存じのとおり、就学前児童数が減っていく傾向にあることを見据えて、このままどんどん新規の保育所をつくっていくべきなのかということも議論させていただきました。その中で、やはり、今ある既存の保育所、幼稚園を活用した上で、ニーズを満たさないものがあれば新設していこうというような内容の計画にしています。非常に大ざっぱな言い方ですが、例えば、既存施設の活用ということ言えば、既存の保育所の皆さんに定員を上げていただくとか、あるいは、幼稚園を認定こども園化して保育の要素を加えてもらうようなことで新規の整備を抑えていく、そして、今後5年間におきまして、国としては平成29年度いっぱいまでに待機児童を解消するという目標を掲げているので、札幌市としても29年度いっぱいまでにニーズを満たす供給を確保するという計画を立てています。

実は、このニーズは、市民へのアンケート調査によって把握したのですが、これから働いて保育所を活用したいというニーズ、いわゆる潜在的なニーズも含めた形で把握しておりますので、一応それに見合う形で計画上は29年度いっぱいまでにこのニーズを満たすというような内容にしております。

○吉見委員長 ありがとうございます。

そこはなかなか判断が難しいところで、確かに少子化ではあるけれども、小学校の整備とは違います。全員が入る小学校の問題と、保育所は、今まではごく一部の人が利用する施設だったのですが、極論すると生まれた方全員が利用できような整備をしていかないと、現実にはお子さんを持たれた方々がなかなか働きに出られません。やはり、幾つかの選択肢があった上で初めて自由に働きに行けるようになると思いますので、待機児童がゼロになったところで目標を達したわけでは決してないと思います。

そのあたりのポリシーをどう持つかですが、保育所としてももっと子どもが欲しいというぐらいになって、初めていい線にいったことになるのではないかと思えるのです。ただ、現実にはどのくらいがいいのかというのは、まさに未知の領域ですので、正直、このくらい

まで整備したらいいのではないですかとは言えないですね。ですから、計画ということをお尋ねしたところです。

お話はよくわかりました。平成29年度の待機児童ゼロが目標だと思いますが、今の話はその後のことですね。逆に言えば、余裕があれば札幌は働きやすいまちになって、多くの方がここに来て働いていただけるようなまちになっていくと思います。これは、決してこの部署だけの問題ではなくて、札幌市全体、札幌の経済の問題との関連もあると思います。札幌市民をふやしたいとか経済を大きくしたいということであれば、そういうところへの投資がなければなかなか進んでいかないのかなと思いました。

そのあたりで、平成29年度より先はどうなるか、まだ、見えていないところがあるのでしょうか。

○子ども未来局 そうですね。一応、国では、この5年間の計画の中間年度、まさしく平成29年度あたりにこの計画を見直すようなことを言っております。今、把握しているニーズは、それこそ平成25年に行ったアンケート調査によるものですから、それが中間年度の見直しでどういうふうになるのか、そのことも検証しながら見ていかなければいけないと思います。

さらに、基本的な考え方として、この計画は区ごとにやっていますが、そうしますと、やはり区の中でもいろいろなニーズがあります。例えば、この5年間でどこかに大きなマンションができたとか住宅開発をしますとか、そこだけぼこっとニーズが上がってくることも考えられて、そういった現実的な動きにも対処していかなければいけないので、必ずしもこの計画が全てかと言われるとなかなか難しいところがあると思います。そういう意味では、おっしゃられたとおり予測が難しいのが現実であります。つくったらつくつたで、そこでまたニーズがふえてくることも考えられます。

○吉見委員長 ほかにいかがでしょうか。

○吉田委員 今の話に関連して、おととい、この委員会で、女性の起業家をふやすということについて議論いたしました。女性の起業家をふやそうという札幌市の意向とか、働く女性をふやしていこうという国の政策は、子育て支援と密接なのだろうと思うのです。そこで、例えば、計画を策定するときに、どれだけの人が起業して、どれだけの人が働いて、どれだけ子育て支援が必要なかはわかりませんが、そうしたことを意識したような子育て支援の部局と経済部局が連携した話し合いとか、同時に考えていこうという流れがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○子ども未来局 率直に申し上げまして、平成27年度から始まったこのプランをつくるときには、経済部局等との連携はなかったと聞いております。ただ、この計画をつくるに当たっての議論の中では、やはり同じようなお話を庁内からいただいております。当然、庁内オーソライズの中でも、そういったことも含めて考えていかなければいけないということはいいただいております。

○吉見委員長 しばしば感じるのですが、横串を通していただかないと実ほうまくいかな

いことがあって、経済部局のときにも、これはどうやってと言ったときには、それは子育ての話なのでということが出てきました。しかし、そこで起業家に対して補助金を出すだけでは女性起業家はふえませんかという話になっています。そうすると、むしろ、そこに補助金を出すよりも、子育てのサポートに回したほうがよほど起業してみようかと思うのではないとか、そういうふうなことを横串でいろいろやっていただくことが大事かなと考えたところです。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉見委員長 それでは、最後の部分ですが、ナンバー55から68につきまして、何かございませんでしょうか。

私から、最後のナンバー62以降のことをお聞きします。

これは内部評価のほうから指摘したことですが、保育料などの収納率をどう上げるかということですね。保育料だけではなくて、ほかでも同じようなことが出てくるのですが、なかなかうまく収納できないということです。個別の理由はわかるけれども、ほかの項目もそうですが、一般的に市がやる分については収納率が上がらないのですね。

例えば、ナンバー63のところに、法的手段について、「行う場合もある」という表現もあります。多分、滞納が起こった場合には法的措置をする仕組みになっているのだと思うのです。収納できなくて時効を迎えてしまったということがないように、そこまで措置をするということだと思います。単純に時間がたってしまって、これは不納であるということ諦めてしまうことがあってはいけないのだと思います。それまでの段階で判断しなければいけない仕組みだということですね。納められない事情がある場合も重々承知していますが、それはそのための措置が制度的にあるはずです。そうでない場合には、強制的な手段をとる権利が行政に与えられていると思います。ところが、これがとは申しませんが、現実には民間以上に収納率が上げられずに、最後は時間がたって債権放棄というパターンが一般的に多いのです。

どういう流れといいましょうか、そして、最終的に収納率を上げていく方向性を持っておられるのかということですが、これはどういうふうにお聞きしたらいいですか。まずは、納めてくださいと呼びかけるのか。でも、それだと本当に払わないと決め込んでいる人たちは納めませんので、どこに判断基準を持ってやっているのか、お願いします。

○子ども未来局 施設運営課長の田中でございます。

今、委員長からお話があった件ですが、現実的に現場が一番苦慮している部分です。こちらの回答にも書かせていただきましたが、本当に経済的に困窮している方々は、当然、分割納付なり何なりというご相談に応じますし、こちらも話を聞いて、これは一遍には無理だなと判断すれば、こういった方法もありますよと逆に促して、月に1,000円でもいいから払っていくという方向に持っていくと思います。ただ、いわゆる経済的な資力がある、間違いなく十分払えるのに、悪意的に払わない方に対しては、やはりきちんと定められた

手順に従って滞納処分を行うという基本スタンスであります。

○吉見委員長 そうすると、何らかの処理が行われて、最終的に収納できない額は仕組み上はゼロになると理解しているのかどうか。

これは、札幌市ということではないと思ってください。私はほかのところでかかわったことがあるのですが、そのときには、収納できないのであれば債権を民間に売却すべきだ、という議論がありました。例えば、10万円のうち売却すれば1万円ぐらいにならないかもしれませんが、民間がそれを超えて収納することができれば、それは彼らのもうけになるということですね。極論すれば、そういうことまでやるべきではないかという議論もあります。これは、法律上、できる、できないとか、物によってできる、できないともろもろありますが、結論から言うと、実は行政は民間がやる以上に強制的に収納させる力を持っていて、今の法律体系、仕組みの中で100%収納させる仕組みになっています。それを厳格に運営すればできるはずなのに、きちんと運用していなかったからパーセンテージが落ちたのですという結論に落ちついたのですね。そこで、これからは、そのルールに基づいて、ある意味では厳しくやっていきますということになったのだと思うのです。

つまり、この件も今のような理解でいいのかどうかということです。先ほどおっしゃったように、さまざまな事情で納めることができないのであれば、話し合いを行って、では、これだけにしましょうと決定することはあっていいと思います。それは、収納率が落ちるという意味合いではなくて、100%いただいたということであってもいいと私は思います。しかし、そうではない場合のときはどうなのかということなのです。

○子ども未来局 今お話があったことも踏まえて、今後どういうふうにやっていくか、当然ながら検討していきたいと思います。

確かに、基本的なルールはあります。ただ、100%かつちりとそれを遵守して処理しているかと言われると、正直言って、それはされていないと言われても否定できないと認識しております。

○吉見委員長 現実には、個別のケースでなかなか難しいことは承知しているところです。ですから、本当にそれが難しいのであれば、もうそれは市から切り離しましょう。つまり、さっき言いましたように、民間には専門の人たちがいるので、もうそういう人たちに渡しましょうという判断をどこかでするということですね。私は、そういう覚悟があってもいいと思います。しかし、先ほどのケースですと、いや、そうではなくて、今まではなかなか得られなかった部分もあるが、覚悟を持って自分たちでやりますという判断をなされたということだと思います。

○子ども未来局 委員長がおっしゃいましたが、私どもも、法的にそういうことができるのかどうか、検証したいと思います。一般の市長部局の場合ですと、いろいろ法的な問題が絡んで来るかと思いますが、例えば病院など企業であれば実際に司法書士事務所や弁護士事務所に委託して回収している事例もありますので、それとはまた違う形で考えなければいけないと思います。

○吉見委員長 ほかにいかがでしょうか。

○石川委員 今の追加質問です。

ナンバー63で、財産や給与の差し押さえを実際にやっている例や件数はどのぐらいなのでしょうか。

○子ども未来局 平成26年度の滞納処分により差し押さえた件数は43件で、1,000円未満は切り捨てていますが、金額にして282万6,000円です。

○石川委員 全体の滞納に対する割合は資料を見ればわかりますか。どこにあるか教えていただければと思います。何に対して43件行ったのですか。分母は何ですか。

○子ども未来局 差し押さえた件数というのは資産の件数なので、比較する分母にあたるものはありません。

○石川委員 滞納分の件数はわかるのですか。

○子ども未来局 全体の滞納件数は、平成26年度は1万8,000件です。

○石川委員 その1万8,000件というのは、1カ月とか2カ月も入っているのですか、それとも長期ですか。

○子ども未来局 これは、いわゆる期別の件数です。滞納については、1カ月の未納額を1件と考えています。

○石川委員 累積していくのですね。仮に1カ月でも滞納していたら、1件とカウントされるのですね。

○子ども未来局 そうです。2カ月たつと2件となります。

○吉見委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉見委員長 よろしければ、最後の項目についてのヒアリングを終了いたします。

今までのところを含めて、追加的に質問があればいただきますが、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉見委員長 それでは、本日の議事次第の2のヒアリング(質疑応答)を終わります。

所管局の皆様には、朝の忙しいときにありがとうございました。この部分については、終了いたします。

この後、議事3の我々の意見交換の前に、座席のレイアウトを変更しますので、5分間休憩をいたします。

[休 憩]

3. 委員による意見交換(論点整理)

○吉見委員長 それでは、再開します。

おとといのようにフリーな意見交換をしていきたいと思えます。

まず、最初のナンバー22まで、お気づきになったところがあればお願いします。

これは、やはり児童会館、ミニ児童会館の話が中心でしたね。

○吉田委員 一番気になったのはアンケートです。結局、市民を納得させる裏づけになるのがアンケートだと思うのですが、裏づけというよりは、やりましたという感じになっていないかなというのが若干心配でした。

○吉見委員長 アンケートのフォーマットを後でもらうことにしましたが、これはどんなアンケートでも同じですけれども、アンケートのやりようによって結果が変わってきますから、意図がどこにあるかですね。今、利用して満足でしたかというレベルだと、割と満足と言うのだと思います。なかったら困るとか、これがあるおかげで子どもを家に1人で置いておかなくても安心だというのがありますから、あるだけで満足という方も結構いらっしゃると思います。

しかし、そういうことではなくて、では、どういうところに変えていこうかということも含めた意向を拾うのが大事な段階にあるのかなという気がします。

○石井副委員長 極論すると、満足している人しか来ていないという現実があるので、結構、参加率を意識する必要があります。参加率と登録者数で必要度がどのくらいか正確に把握できていない面があるかもしれませんが、必要な人中で来る人と来ない人が結構分かれているのが数字を見ても明らかです。逆に、来ている人の満足度が高いのは当たり前で、来ていない人は何で来ていないのかというところをどこまで把握できているか。一般的な行政サービスは全部そうですが、来ている人がよければいいという意識はほとんど間違っていて、どれくらい来ていないかのほうが指標としてはすごく重たいのです。でも、多分、意識がないと思いますが、その部分を意識してほしいと思います。ここでいったら登録者に対して延べ参加者数が少ないところについては、原因をきちんと把握してもらう必要があるのではないかと思います。

○上岡委員 関連して、私ごとですが、小学校2年生の子どもがいまして、過密化の問題などがあったものですから、実は6月で児童クラブをやめて民間の育成会に移ったのです。やめるときに、やめますという簡単な申請書を出すのですが、なぜやめるのかについて、もう少し詳しく聴取してもいいかなと思ったのです。これから面から質へというところだからだと思いますが、なぜ離れるのかについて余り意識していないと実感しました。

○吉田委員 アンケートというのは、うまく使うと広報PRの素材になるのです。だめなところの改善はもちろんですが、私たちが広報するときには、必ず徹底的に取材して調査するのですよ。それはなぜかという、何を伝えればそれが売りになるかということ进行调查するためなのですね。

私は、逆で、児童会館には、どんなに感謝してもし切れないほど満足していたのですね。あのころのお預かりは3年生までだったのですが、私の娘が4年生になれば4年生になったし、5年生になったら5年生になって、結局、6年間見てもらえたのです。さすがに6年生になったらもう大人になって行かなくなりましたが、大変楽しく、ありがたく通わせていただきました。

では、その満足度というのは、いろいろな満足があるわけで、それを細かく分析していくと、何を改善すればプラスされ、どんないいところを伝えればもっと利用者がふえるのかというプロモーションに直結するのです。これは子育てだけではないと思いますが、外部からのアドバイザーを入れてでもいいから、アンケート自体をもっときっちりすることで、こういうパンフレットづくりからホームページ、伝え方まで全部変わるというのは、札幌市の事業を見ていていつも思います。

○石井副委員長 あえて言いますが、利用者をふやしたいと思っている人はいるのでしょうか。制度や予算の上から、ふえたら困る人ばかりではないでしょうか。多分、ふえたらみんながハッピーになる仕組みになっているとは僕は思えないのです。だから、そういう意識が本当に働いているのかといたら、数字を見た限りでは働いていないような印象があります。

○吉田委員 広報戦略を見たら、そういう印象を受けざるを得ないのはわかるような気がします。本当にわかります。

○石井副委員長 本来は、吉田委員がおっしゃるとおりの話ですから、もっと利用がふえるほうが行政サービスとしては質が上がっていくのだと思います。ただ、むしろ、やっとなら対応しているという実態があるなら、そうならない可能性も高いです。

○吉見委員長 保育所の待機児童が結構いますけれども、働く方がどんどんふえていく、あるいは、ふやしていく中では、小学校が終わって家に帰っても誰もいないという児童が逆にどんどんふえていくのですね。ふえていかないと世の中としては困るのです。しかし、みんな鍵っ子で、家に帰った後は自由に夜までいなさいということでもいいのかというと、安全性の問題も含めてそれがなかなか許されない時代になってきています。多分、年齢がどこまでかということはあると思うけれども、ある程度小さいときは、こういう児童会館みたいなところが安全な施設ということで需要が高まるのではないかと思います。

小学校自体は、子どもが減ってきてだんだん小さくなっていってしまっていますが、さっきの話だと児童会館の施設がだんだん大きくなっていて、小学校が終わったら、家に誰かがいる人たちはそのまま帰るのだろうけれども、帰る人たちより、そのまま児童会館に移る人が多い時代になっていかなければいけないのではないかと思います。

○石井副委員長 この間、別の市で、そういった施設を見に行ったときの話で、委員長がおっしゃったこととは逆ですが、ずっと同じ施設にいることの重荷というか、子どもはずっと同じところにいると気持ちの切りかえができなくて結構マイナスがあるということなのです。だから、そこは、わざわざ入り口を変えて、一回下校して違う入り口から入るようにしているという話でした。何でこんなことをやっているのですかと聞いたら、預かっているほうから見たら一貫性があったほうが面倒くさくなくていいのですが、一回、学校が終わって気持ちを切りかえないと子どもがすごくかわいそうだという話をされていて、単純に理解してはいけないのだなと反省したのです。

そこら辺は、割と、工夫というか、学校と一体で整備するとしても、気持ちの切りかえ

をさせるのは全然別の話としてできなくはないのです。余計な話ですが、思い出したのでお話しいたしました。

○吉田委員 さっき面から質とおっしゃいましたが、今まさにそこだと思うのです。みんな、選択肢が欲しいとっていて、ただ単に安全に預かってくれればいいやとか、働くための理由として預かってくれるところがあるから働けるよねという単純な時代ではもうなくなってきていると思います。そういう意味では、民間のところがあるのもいいでしょうし、あとは連携ですね。児童会館は19時まで預かってくれますけれども、民間だったらもう少し長く延長できるはずです。ですから、その連携があればよりいいのではないかと思います。ただ、委員長がいつもおっしゃるとおり、これはもう子育てに関してではなく、もっともっと大きな視点で捉えないと変わることはないだろうと思います。

○吉見委員長 時間の問題でもっと延長してほしいということも、場所によって要望は違うだろうなと思います。同じ職場を同じ時間に出ても、5分でミニ児童会館に行ける方もいれば、1時間かかる方もいらっしゃるでしょう。そうすると、19時で間に合った人と20時にならないと間に合わない人が出てしまうわけです。一方で、これはやっている側からすると、20時や21時まで預かってしまっているのかという気持ちも多分あるのだと思います。おなかが減るけれども、ご飯を食べないまま20時、21時まで預かって、この子はこれから夕ご飯を食べるという状況をつくっていいのだろうか、そういうちゅうしょはあるでしょうね。だから、19時として、そこまでに迎えに来てほしい、その後にご飯を食べて、ぎりぎり20時だよねということがある気がします。それを越えざるを得ないような勤務形態の場合には、また別に考えてほしいということになっているのかなと思います。

いずれにしても、場所とか人によって状況も違うし、時代によっても変わるから、いろいろな意見をここで拾わないとやはりだめですね。そういうニーズとか、市として何を追求していくのかということを探らなければいけないと思います。

○吉田委員 各部局でとったアンケートを札幌市が一度全部まとめてみると、それがライフスタイルとして見えると思うのです。何がライフスタイルの確立の弊害となっているのか、あるいは、札幌らしい暮らし方というものも、きちんとアンケートをとればモデルスタイルがあるのかもしれないと思います。みんな、必ずアンケートをとっている割には、その総合的な分析がされていないのではないのでしょうか。

○吉見委員長 今のミニ児童会館もそうですが、これから学校併設型ということであるならば、そこを最大限に生かせるようなことを考えなければいけないと思うのです。例えば、児童会館なりミニ児童会館に行ったら、その場所にずっといなければいけないのかとか、学校であればグラウンドが使えるとか、体育館が使えるとか、体育館はほかにも開放しているじゃないですか。また、一旦、家に帰った子どもたちがそこにやってきて、児童会館にいる子どもたちと一緒に体育館で遊べるとかですね。昔だったら、家にランドセルを放り出して、学校に集合して野球をやったという記憶があるけれども、今は学校側も放課後にグ

ラウンドを貸さないし、使わせません。結局、子どもたちはどうするかというと、家に帰ってテレビゲームをしているのでしょ。テレビゲームでもいいのですが、1人ではなくて、何人か集まって児童会館でテレビゲームができるのか、また、児童会館を利用する子どもだけでなく、一旦家に帰った子たちもできるのか、そういうことがフレキシブルにできると、さっきの話ではないですけれども、児童会館やミニ児童会館の魅力が高まっていくと思うのです。

そこを児童会館でやろうとしたときに、今言ったような設備や施設を専用でつくっていったわけですね。ただ、ミニ児童会館はなかなかそうはなりません。部屋が一つになってしまうと、狭いし、そこにじっといだけになってしまいます。せつかく学校併設型をつくるなら、学校に今ある設備をうまく使える方法がないのかなと。しかし、これは横串の話になりますから、話をし出すと結構大変なのです。

○石井副委員長 私が幾つか見せていただきました範囲では、施設利用をやられているケースのほうが多い印象です。もちろん、学校によって違いがあると思いますが、併設されていたらできる限り使うと。資生館小学校はあえて全体にいろいろな複合施設を入れていますが、体育館とかはちゃんと調整して使えるようにしているという話でした。ほかの学校でもそういうことを聞いたことがありますから、全部かどうかは確認していませんけれども、割と努力されています。

○吉見委員長 きょうの話でも、学校と話しながらということがしばしば出てきましたね。恐らく、今の話は、個別の学校の事情や校長の判断が影響しているのかもしれない。

○石井副委員長 別の会議で資生館小学校を見せていただいたのですが、運営協議会のようなものをつくられて、学校長が調整役になっていることが円滑な施設利用等につながっていると伺った記憶があります。そこは、うまく仕組みをつくっていくと、弾力的な運営ができやすくなると思います。説明を受けたときには、資生館小学校のような例がうまくいっているということは部局の方も理解されていましてからね。

○吉見委員長 後のところもそうですが、一つには、横串を刺すような協議会なり、他との協力関係をつくっていかないといけないですね。

○石井副委員長 それは、すごく重要な話です。

○吉見委員長 この件でもそういうことになるのでしょね。

その次のところに行きまして、ナンバー23から54までは、ホームページの話もしましたけれども、書きようによりますが、ここは我々の報告書の中でサポートできると思います。つまり、ホームページ等の情報をもっと充実させなさいとか、ポータルページがあって、そこからワンストップでいろいろな情報が集められるようにしなさいという言い方は、一見したときに、していないからだめですよと言っているように見えます。しかし、そうではなくて、現場ではやりたいという気持ちがあるというのはわかりましたから、こういうふうに行行政評価委員会が言っているよということを使ってもらってそれを実現してほしいと思います。

○吉田委員 みんなスマホで見られなければいけない時代なのに、信じられないぐらいおくられていると思います。ですから、逆に言うと、当てにされていないのではないかと思うのです。多分、民間でやるしかないですから、早速みんなやっているけれども、結局こういういいサービスにたどり着けないで使われていないと。ですから、本当にそうなのかなととても感じました。

○吉見委員長 とにかく、紙が多いのですね。ここに限らず、紙やパンフレットは多いのだけれども、どこにあるかよくわからないのです。区役所に行くと、大量のパンフレットとポスターに埋もれてしまっています。

○吉田委員 20代の妊婦さんたちは見てくれないような気がするのです。今は文字を読んでもくれないですね。

○石井副委員長 文字は見ているけれども、紙に書いている文字は読まないですね。

○上岡委員 皆さん、後で調べればいいやと思うことが多くて、パンフレットを見たとしても、後でホームページで見ればいいやと思って持って帰らないと思います。そこでたどり着けないという話になってしまうのです。

○吉田委員 ネットに載っているだろうと信じているのです。

○上岡委員 そうですね。ホームページがないなんてあり得ないと。

○吉田委員 もったいないですね。こういう事業があるのを私も知らなかったことがあって、それって何なのだろうと思います。全ての答えがパンフレットをつくっていますというの切ないものがありましたね。

○吉見委員長 この部局だけではなくて、みんな同じですね。一部、ホームページでも情報を開示しているというのがありますので、ゼロではないのですが、まさに吉田委員がおっしゃるように、その部分が貧弱なのです。

○吉田委員 これは、わかりやすくできているので、つくっていますというよりは、これをどのように使っていますかということのほうが重要なのです。でも、多分、そこは戦略的に使われていないのかなと思います。

○石井副委員長 もったいないから、紙媒体の印刷をやめろと提案をするのはどうでしょうか。

○吉田委員 それはありかもしれません。やめなくてもいいけれども、減らして、委員長がおっしゃったように予算を回した方がいいと思います。

○石井副委員長 むしろ、そっちがなくなったらネットが充実すると、悪いけれども、そういう発想になってしまいます。予算があるからやっているのですよ。

○吉見委員長 広報のためのパンフレットを作成するといったら、従前の経験からいってリーズナブルなものが出てくるし、予算も通りやすいです。

○石井副委員長 逆の問題提起をした方がいいかもしれません。極力、紙媒体をやめて、トータルで安上がりで広く知らしめるネット活用をしろと。

○上岡委員 特に世代によると思いますね。お年寄りなどが対象の施策であれば紙も大事

だと思えます。

○石井副委員長 今回はそういうことが特に言えるので、言うのだったら、それぐらい踏み込んで言ってみてもいいかもしれません。

○吉田委員 紙は情報を更新できないのですよ。

○石井副委員長 本当に必要になれば、あれこれ言ってくるはずですよ。

僕は、全体では、子育て関係より、雇用とか供給サイドのほうに意識があって、物すごく非正規雇用の温床になっているという事実がありますから、すぐに改善できなくても、少なくとも改善しなくてはいけないという問題意識をぜひ持ってもらいたいと思ひまして、全部聞いたのです。なかなか意識を持っておられなかったのがおわかりいただいたと思いますが、僕はすごくまずいと思っているのです。回っているからいいのだと言わんばかりでしたけれども、行政サービスが明らかにそこを意識せずに仕事をしているとしたら、札幌市はバランスで言うと比較的ないほうですけども、ただ、ちょっとどうかなと思ひます。ただ、言い方がすごく難しいので、よく考えなければいけないと思ひます。

○上岡委員 質の確保でも、そこで働く方の待遇に影響してくると思ひます。

○石井副委員長 そこをやらないと、本当に女性が活躍する社会は、結局いつまでたってもできないわけです。社会に出ろと言われても、実際に出ても仕事は非正規雇用しかありませんでは、今までと何も変わらないのです。そこは、今の時代状況を意識すると、特に子育てというのはそのためにサービスをつくっているのに、そこで質のいい雇用がつかれないとしたら、では、一体どこでつくるのかという問題です。ただ、個別的に強いことを言うとお気の毒ですから、そういうつもりは全くないのです。

○石川委員 供給側の話でいけば、私も、保育園の関与先があるので経営の一端を担っているという見方をすると、認可と認可外の差が大きいという印象があります。割とトピックになったことに、処遇改善費というものがあります。運営費補助でやると、経営者は一つの財布になっているために案外どんぶり勘定になるので、最近は処遇改善費という形にして、これは間違いなく職員に渡せと別枠で出して、本当に払ったのかというエビデンス（証拠）も出してもらうのです。それは、国会答弁でも別の社会福祉法人のことで言っていました、ストレートに従業員の待遇改善するわけにいかないの、しっかり足跡をつけて渡すということにしていますけれども、努力があるなと思う反面、幼稚園などを含めて必ずしも待遇がよいとは言えないですね。供給サイドはなかなか根が深いです。

○石井副委員長 実態面で言うと、公立と私立の差異があって、公立は、平均年齢が高い正規雇用がいて、その他を若年の非正規雇用で賄っているということがあります。保育所は一般的に公立のほうが実態的な処遇格差が大きいと言われていまして、先ほどの説明でも、ぼやっとされていたけれども、それに近いことをおっしゃっていたので、札幌市もそうだろうと思ひます。その間に私立が入っていて、私立の非正規は少なくはないですが、比較的、差異は少なく、公立の格差の真ん中に入るような、イメージ的にはそういう3層構造だと言われていまして、そういう意味で言うと、公立のほうの問題の根が深い可能性が

あります。ただ、札幌市の場合は、比率がそんなに大きくないので、程度は限られていると思いますが、それは、後で公立の処遇条件を見せてほしいとお願いしたので、少し状況を確認して、どんな問題があるか、考えてみたいと思います。

一番大きな問題ですし、本市の財政にも大きく影響する話ではあります。

○推進課長 今の制度で処遇改善をしようとすれば、札幌市の単独費を持ち出して改善していかなければなりません。

○石井副委員長 変な話ですが、ひところは、民営化することがトータルの処遇改善につながっているという皮肉な話がありました。民営化しても行かない人が一定割合いて、それはもちろん市の中で受けますが、出したら民間では普通の給与水準が入るので、トータルで言うと格差がなくなります。全部の市で見たことはないのですが、幾つかの市を見たら、民営化の効果がそういうふうに出ているという実態がありました。ですから、極論すると、そういう解決法がないわけではありません。それは、必ずしも上が下がっていないですし、ほかの部署は嫌だという人を首にはできませんから、その場合でも残したりしているケースがありましたので、そうすると問題解決に少し時間はかかります。しかし、保育所の処遇は割と均一になります。

○改革推進部長 先ほど副委員長からお話がありましたいわゆる賃金等の処遇ですが、児童会館はほとんど指定管理者制度で、その指定管理者制度を総括しているのは私どもですが、実は、指定管理施設で働いている方の賃金水準をちゃんと確保せよというのは大きな問題です。そこで、近年、私どもが指定管理者を選定する際に、賃金水準をどう保っているかというのは、選定する際のファクターとして非常に比重を上げてきています。細かく言うと、評定をする際に、最低賃金をどこで定めているか、つまり、法定の最低賃金をベースにして、それより高ければ高いほど、より高得点を与えるという制度としておりまして、非常に間接的になってしましますが、そういうことでは非常に意を用いてやっております。ただ、いかんせん、直接的に札幌市ががっつと処遇改善をやっていくのはなかなか難しい面がありますから、どうしても間接的なことになってしまいますけれども、一般的な委託契約も含めていろいろと工夫はしています。

○石井副委員長 前政権の公契約条例を制定する前に、指定管理者の契約、発注方法を変えたほうがいいのではないかと私は個人的に思っていました。要するに、何でも競争的にやる意味が本当にあるかどうか、特にこういう分野の出し方の問題です。もちろん、全部競争的な選び方をされているわけではないと思いますが、そうであれば、処遇をどうするかというのは直接的な議論になっているはずだと思うのです。

○改革推進部長 指定管理者の選定に当たっては、今、副委員長がおっしゃったように総合評価で、指定管理費の金額の多寡オンリーではなく、そこは総合的にやっております。副委員長がご存じのとおり、指定管理者制度を導入する目的の一つにその効率性がありました。

○石井副委員長 第1期は効率化でしたが、悪くなり過ぎてしまったので、質の向上と賃

金水準の改善を明確に置かないと、多分、指定管理者制度自体がもたないと思います。

○改革推進部長 やはり、社会情勢の変化に応じて仕組みを変えていかなければならないというのはおっしゃるとおりだと思います。

○上岡委員 現実問題として、児童会館の指定管理者が変わる可能性もあり得るのですか。

○推進課長 ゼロではないのですけれども、今は非公募になっています。

○石井副委員長 別にそれでいいのです。最初に入れたときは、何でも競争的にやるべきだという雰囲気が非常に強かったのですが、その弊害も随分出てきたのです。

○推進課長 特に児童会館のようなところは、お子さんと指導員の人間関係もあるわけです。ですから、競争性だけを持ち出して、突然、管理者が変わったら、本来そこに求められている目的を達成することができない、それなら非公募でいいということにしてあります。現に更新はもうずっと非公募になっています。

○改革推進部長 児童会館や、福祉施設的なところに入所されている方は、管理者が変わってしまうと困るのです。

○石井副委員長 逆に言えば、相当程度はコントロールできるのです。

○上岡委員 非公募でやっているということであれば、給与水準をポイント制にして評価することの実益が余りないように感じるのです。そうすると、変更の可能性がほとんどない現状の中で、もう少し直接的な関与が必要かなと思います。

○石井副委員長 非公募であれば、そこは現実にもう直接的な関与になっているはずですから、もっと積極的に改善されたほうがいいのではないかという話なのです。

○上岡委員 私もそう思います。

○石川委員 そこは根が深くて、結局、財団法人何がしというところに頼むと、そこは市の天下り先ではないかといううがった見方もありますが、完全にフラットな形の競争にして指定管理者を選定すると安値落札みたいなことも起こるので、質が確保できないというトレード・オフの関係も随分ありますね。

○石井副委員長 そうですね。やはり、質の確保が必要だというコンセンサスを、別途、どうとるかということで、非公募の理由については、むしろそのことを直接的に議論していただくことと、不適切な経費執行がないことをきちんとコントロールしていただくことで埋められると思います。天下り云々は、この分野はほとんどないと思いますので、実態的には問題ないと思います。

○吉見委員長 関係団体と一般に関しては、数年前に評価委員会の対象として何年間かかけてやりました。それは、今の話ではないですが、指定管理者の仕組みがうまくいっているところと、いっていないとは言いませんが、これでいいのかというところがあるわけです。この件に関しては、どういうふうにやれるのか、私の頭ではまだ整理できていないですが、今の話はきょうのヒアリングから離れたところであるかもしれないと思いました。

最後の項目まで含めて何かあればと思いますが、最後のほうについては、きょうは我々から余り質問がなかったのですけれども、例の滞納者に対してどうするかは多少議論にな

りました。

○石川委員 これは、ある意味で食いつきやすいテーマですが、あの場で言ってそんなにもということもありました。ただ、僕もいろいろな人と接点を持ちますが、さまざまな角度で徴収事務が行われています。厳しく取り立てれば何ぼでも取り立てられるという印象があって、例えばさっき質問した差し押さえなんかは、がんがんやれば案外あっさり払うものなのです。

横串の話で言えば、市税と一緒にやってもらうことはできるのかとか、そういうことができるけれども、ここはなかなか及び腰のところもあります。それはなぜかという、絶対にひどいという話になるのです。ただ、差し押さえはすごく効果が高くて、給与差し押さえをすれば、おまえ、何をやっているのだということで社長から怒られるわけです、売掛金を差し押さえれば、おたくとはもうつき合わないという話が絶対始まるのです。道税なんかは、最近、随分強くやっている印象もありますので、横の連携で市税と一緒にやるというのは何ぼでもできるかなと思います。さっきの委員長の話ではないですが、権限を持っているわけだから何ぼでもやっていいかなと思いました。

話がそれるのですが、学校の教頭先生と話したら、やはり、教頭先生の仕事の中で結構なウエートになっているのは、PTAで教材を買うので、その教材費を集金しなければならないのですが、これを何としても払わない人が一定数いて、これが教頭の嫌な仕事のうちのひとつだと聞きました。こんなものも全部まとめていけば、給食費から何から何とでもなると思うのです。

○石井副委員長 給食費も同じですね。

○石川委員 これは、国もやっているし、社会保険事務所もやっているし、市もやっています。こうやって考えれば、保育所もやっていいと思います。マクロでいけば寄せられるし、市の単位でも何とでもなると思うのです。

○石井副委員長 基礎自治体でも徴収係をつくっているところは現実にありますね。

○推進課長 そういうことであれば、ご指摘いただいたほうが良いと思います。

○石川委員 テレビを見ても、自治体のGメンとか言ってやっていますね。

○石井副委員長 しかし、やる方は大変ですね。

○推進課長 今、石川委員からお話がありましたように、市税と国民健康保険、保育料は強制徴収権がありまして、滞納処分ができるわけです。市税はそういう滞納処分をする専門の部署があるのですが、保険料はないはずなのです。ですから、どこか専門の部署を持っているところに集約してしまうというのが、今ほかの自治体でももう既にやられています。それに比べると、先ほどお話があった学校の教材費とか給食費は、一般債権なので強制徴収権がないとなると、これは一つハードルになります。でも、早くそういうものに手当てしていくことが必要だとすれば、専門の部署でやらせるのも一つの手法だと思います。そこは、専門の部署をつくって、さらに委員長からお話があったようにサービサーと言われるような外を使うことも選択肢として出てくることもあると思います。

○吉見委員長 要するに、今、石川委員や課長がおっしゃったことなのです。まず、強制徴収権があるようなものについて、そこはきちんとルールどおりやれませんかということだと思うのです。

払えるのに払わない人たちというのは、言い方は悪いですが、どうせ市だから大したこととしてこないで、放っておけばそのうち諦めるさと、ほかのところだと大変なことになるかもしれないが、どうせ来ないとなめてかかるところもあるのです。それが、今、石川委員がおっしゃったように強制徴収権がないところにも及ぶわけです。同じ市がやっていることだから、給食代もPTA代も払わなくていいということになってくるのです。ですから、市がまず強制徴収の案件をしっかりとすると、ほかのところも上がっていく可能性はあると思います。多分、そういう層は相当重なっていますよ。

ですから、その手法をどうしたらいいのかということがあると思うのです。今おっしゃったように、本来そういう部署を市の中に持っているのであれば、そこにデータを集めて市税なんかと一緒に一括でやるという方法もありますが、そもそもそれが難しいということであれば担当の部署で徴収しなさいというのも現実には無理があると思うのです。だから、後回しになってしまったりするので、自分たちでできないのであればサービサーなどを利用することも含めて選択肢としてあってもよいと思います。

○石井副委員長 保育料は、所得の高い人は頭に来て払いたくなくなる可能性が高いわけです。だって、累進課税されるわけですから、税金を払っていれば払っているほど高い保育料を取られるので、本当は普通の説明では納得できないわけです。生活保護とかをもらっている人や所得が低い階層はただですから、その実態がわかると払いたくなくなる人が現実にいまして、仲間でも怒っている人は昔から何人もいました。

○推進課長 保育料の場合は、保育所に預けている期間が徴収できるチャンスなのです。

○吉見委員長 それだけなのですか。

○推進課長 そんなことはないのですが、学校に上がって保育所と関係性がなくなるとますます払わないのだと思うのです。在所中に、強制徴収権をちらつかせながら何とか払ってもらうのか、強制徴収をするのかです。

○吉見委員長 最後まで追いかけないとだめですよ。子どもが小学校に行こうが追いかけないとだめです。

○推進課長 私の感覚から言うと、市税も、昔は余り強制徴収権を現実に発揮してこなかったのです。ただ、今は比較的簡単に差し押さえてしまいます。公売もします。変わったのですが、それがまだほかのところに波及していないというのはあるのかもしれませんが。

今は、国保も大分変わりました。取らないとモラルハザードを起こして払わない人がどんどんふえていきます。

○石井副委員長 でも、保育料も、料金が安いほうが滞納率が高いという関係だったと思います。安いので払えよというのも現実問題としてあります。

○吉見委員長 そういう意味では、現実の話を踏まえながら、うまくまとめられるといい

ですね。今回、内部評価の中から出てきたということは、結局、今までもいろいろ言っているけれども、全然進まなかったということでしょうから、一步進めて、今言ったような市税等々との統合ないしは外部委託、外部への債権売却、さまざまな手法を検討してもらうということで、表現は別途考えます。検討と書いてしまうと検討するだけで終わってしまうので、もう一段、強めの表現でやらなければならないかもしれません。

ほかにいかがでしょうか。

○上岡委員 一番最初にありましたアンケートのことですが、今回はたしか16の項目の利用者アンケートのフォーマットのお話が出たと思います。これは利用者なので、多分、児童だと思うのです。それに加えて、ナンバー9の質問で、指定管理者においてセルフモニタリングとして保護者の意見、要望も聞いているとありますので、出していただくアンケートとしては、子どもたちのアンケートだけではなくて、保護者のアンケートも一緒に出してもらう必要があると思います。

○吉見委員長 ナンバー9に関連しても、アンケートのフォーマットを出してくださいということにしておきましょうか。

先ほどの話ですと、ナンバー16の利用者の対象は、子どもから保護者まで全部となっていましたから、もしかするとナンバー9と16は同じなのかもしれません。

一応、ナンバー9についても聞いてみてください。ナンバー9については指定管理者がと書いてあるので、もしかすると、一定のフォーマットではなくてばらばらのフォーマットがあちこちで使われている可能性もあるかもしれません。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉見委員長 きょうの意見交換は、これでよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

4. その他

○吉見委員長 それでは、その他で委員から何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉見委員長 それでは、本日のヒアリングを終了しますが、最後に事務局から日程等をお願いします。

○推進担当係長 皆様にお知らせしておりますが、第3回を10月1日午前9時半から本庁舎14階で予定しております。

また、4回目については、10月27日ですが、この日は再ヒアリングに充てることも考えられますので、ないしは、11月12日と考えております。場所については、両日も市役所18階を考えております。

○吉見委員長 確認ですが、10月27日ないし11月12日ということは、再ヒアリングをしない場合には10月27日になるのですね。

○推進担当係長　そうです。

○吉見委員長　やる場合には、10月27日を再ヒアリングに充てて、4回目は11月12日になるわけです。

再ヒアリングをするか、しないかの判断は、10月1日に行うという理解でよろしいでしょうか。

○推進担当係長　結構でございます。

○吉見委員長　次にやる内容はどんなことになりますか。

○推進担当係長　今回のヒアリングと経済のヒアリングの委員の皆様のお話をまとめまして、再度、原局に何か聞く必要があるか、そういうことを中心にお話をいただきたいと思っています。

○吉見委員長　まずは、まとめが出てくるのですね。

○推進担当係長　29日と31日の皆様の意見のまとめをいたします。

○吉見委員長　それを見ていただいて、このまま行くか、もう一遍聞くか、それは10月1日に判断しましょう。

○推進担当係長　確認ですが、子ども未来局に再度提出いただく資料ですが、まずは、質問のナンバー9に関連して、指定管理者が行っている保護者アンケートのフォーマットと結果です。それから、ナンバー16の利用者アンケートのフォーマットと結果です。あとは、ナンバー40に関連しまして、公立の保育所の給与水準に関する調査結果もあわせて徴取ということでよろしいでしょうか。

○吉見委員長　はい。

○推進担当係長　こちらは、入手次第、皆様にお送りいたします。

○石川委員　ナンバー63の滞納処分の話ですが、がちがちやるのなら、延滞の期間とか、43件にたどり着いたところを調べるのも一つですが、答えが決まっているならここは余り深掘りをしなくてもいいかなと思います。現状を把握して、ちょっと生ぬるいのではないかと指摘するのであれば、もう少し細かい情報をもらったほうがいいと思います。

○推進担当係長　どのくらい延滞した人に対して差し押さえをしているのかということですか。

○石川委員　どういう管理かです。例えば、月別管理なんていうのは、聞いても全然イメージが湧かなくて、1年を超えたものが何件あるうちの何%だったのか、本当の管理というのはそういうものはずです。今は期別だから1万8,000件のうちに何人いるかもよくわからないというところから始まるので、そこはがちがちやってもいいでしょうか。

○吉見委員長　やってもいいと思いますけれども、うまく生かせるでしょうか。

○石井副委員長　逆に、どういう類型で管理していて、どういう該当要件で43件に行くかを整理してもらおうというのは意味があると思います。

○石川委員　答えが決まっていてそれに誘導する部分になりますが、滞納と督促に至った部分を出してもらったほうがいいと思います。

○石井副委員長 現実の状況がわからないと、どれぐらい具体的な話ができるかわからない。

○吉見委員長 先ほどありました43件全件である必要はないと思いますが、例えば、いつ延滞債権が発生して、督促方法として、これぐらいの期間の中で行われて、最終的にいつ強制的な手段に行ったか、ある種のスケジュールみたいなものが見たいですね。

○石井副委員長 むしろ、43件に至る件数の変遷みたいなものがないと思います。滞納件数があって、そのうち、1年以上の件数があって、督促して払ってくれたもの、払わないものあって、どれくらいたって43件になったという形のほうが後で議論がしやすいと思います。

○吉見委員長 そういう形でまとめられるのであれば、まとめて出していただくというふうにしましょうか。

○石井副委員長 更新がなければまとめられないので、更新がなければ43件の中身を教えてくださいたいと思います。

○推進担当係長 わかりました。

○吉見委員長 恐らく、たどり着いた43件は、同じ時期に発生したものではなくて、いろいろな時期に発生したものだと思います。それがわからないので、それも含めて聞いてみて、出してもらってから考えましょう。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

5. 閉 会

○吉見委員長 ないようであれば、きょうの行政評価委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

以 上